

熊本市公報

第 1 4 7 1 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（第 45 号）	1057
○熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 46 号） ..	1058
○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 47 号）	1059

公 告

○富合町中心市街地土地地区画整理組合の定款変更に伴う認可に係る公告（公告第 340 号）	1060
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市公共下水道）並びに熊本都市計画及び宇土都市計画 下水道事業富合公共下水道（熊本市富合公共下水道）の事業計画の変更認可に係る縦覧 （上下水道局公告第 28 号）	1062
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）の事業計画の変更認 可に係る縦覧（上下水道局公告第 29 号）	1063

規 則

規 則 第 45 号

令和 5 年 5 月 1 日

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和 50 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 の見出し中「傷病手当金」を「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に改め、同条中「傷病手当金の」を「条例附則第 13 項の傷病手当金の」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る規定の失効日）

第 15 条の 3 条例附則第 18 項の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市国民健康保険条例施行規則第 15 条の 3 に規定する日以前に発症した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができなくなった場合の傷病手当金の支給については、熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）附則第 13 項から第 17 項までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

規 則 第 46 号

令和 5 年 5 月 9 日

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書」に改める。

第 13 条中「条例」を「情報通信技術活用推進条例」に改め、同条の表住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の項措置の欄中「個人番号カードに記録された」及び「（平成 14 年法律第 153 号）」を削り、「署名用電子証明書及び当該」を「個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書及びこれらの」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。

規 則 第 4 7 号

令和 5 年 5 月 1 0 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月 1 1 日から施行する。

公 告

公 告 第 3 4 0 号

令和 5 年 4 月 2 4 日

富合町中心市街地土地区画整理組合の定款変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 組合の名称

富合町中心市街地土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和 4 年 5 月 2 7 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

3 施行地区

熊本市南区富合町廻江字江端、廻江字裏田、廻江字外平の各一部、
清藤宇平木の各一部

4 事務所の所在地

変更前 熊本市南区富合町廻江 6 8 4 番地

変更後 熊本市南区富合町清藤 2 番地 1 アングレカム A 1 0 3

5 設立認可の年月日

令和 4 年 5 月 2 7 日

6 変更の内容

組合事務所を開設したため、第 5 条（事務所の所在地）を変更する。

錯誤があったため、第 15 条（役員の被選挙権）を変更する。

7 定款変更認可の年月日

令和 5 年 4 月 2 0 日

上下水道局公告第 28 号

令和 5 年 5 月 1 1 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、熊本県知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、次のとおりこれを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告する。

熊本市上下水道事業管理者 田 中 陽 礼

1 縦覧に供するもの

熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市公共下水道）並びに熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業富合公共下水道（熊本市富合公共下水道）の事業計画の変更認可に係る次の関係図書の写し

- (1) 事業地を表示する図面
- (2) 設計の概要を表示する図書

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局計画整備部計画調整課

3 縦覧期間の末日

令和 12 年（2030 年）3 月 31 日

上下水道局公告第 2 9 号

令和 5 年 5 月 1 1 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、熊本県知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項及び都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号）第 4 9 条の規定により、次のとおりこれを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告する。

熊本市上下水道事業管理者 田 中 陽 礼

1 縦覧に供するもの

熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）の事業計画の変更認可に係る次の関係図書の写し

- (1) 事業地を表示する図面
- (2) 設計の概要を表示する図書

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局計画整備部計画調整課

3 縦覧期間の末日

令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 3 1 日